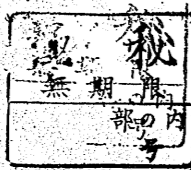




Title	沖縄返還請求権全般(7)岡部沖縄北方対策庁長官に対する沖縄請求権問題ブリーフィング(昭和46年4月7日) 外務省外交史料館レファレンス番号:H221258)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.1 公開日:平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号:2010-6428 CD・DVD番号:H22-009
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

(7) 岡部 沖縄北方対策庁長官に対する 沖縄請求権内題フリーゾーン

(昭和46年4月7日)



条約局長

北米一課長

条約課長

法規課長

対策庁長官に対する沖縄請求権問題

ブリーフィング (メモ)

46.4.7

条規鈴木

おめいさ

中島条約課長は、4月7日午前、沖縄北方対策庁に

岡部長官を往訪の上、沖縄の請求権問題に関する対米交渉の

現状と見通しを説明するとともに国内対応策につき早急に検討

方を要請した。(当方説明の内容は去る4月1日の関係各省庁間

打ち合せの際の説明とほぼ同趣旨) ^{その際、先程条約中} ~~を~~ ^を 気付きの点

下記の通り。(対策庁側より岡田総務部長、田辺調整部長

及び渡辺総務事務官が、また、外務省側から米北1佐藤事務官

及び条規鈴木が同席した。)

GA-6

外務省

140

Handwritten notes on the left margin, including the number '20' and several small circular marks.

2

記

1. 当方の説明に対し、岡部長官より、通損補償は、現地

の実定法上根拠がないからといって、対米交渉で押し

得ないと直ちに考える必要はなく、仮にこれが自然法上の

法の一般原則といつてもに照らし当然認められるもので

あるとすれば、十分問題とし得る筈だから、この観点から

外務省においても、米国をはじめ各国の法制で本件がいつ

に扱われているか調査しおかれた旨の発言があった。これ

に対し、中島課長より、過去20数年間にわたる通常損害

があったかは事実上解明不可能につき、いつれにしても

対米交渉のベースには乗せ得ないと思うが、国会等に対する

GA-6

外務省

説明の必要もあろうから、各国法制の調査は努めるべき旨

~~述べ、~~
~~述べた。~~

2. 岡部長官より、米側は講和前補償の際、当時の関係者

が議会に対しこれで全部解決したと言質を与えている事

情に言及している趣なるも、右は、米側が今回の請求権向

題解決のため財政支出をしなくてはならない理由にはなら

ない旨発言あり、中島課長より、右は米側の非公式な感觸

という程度に過ぎず、公式見解は何等表明されていない旨

説明した。

3. 田辺部長^{より}より、国内対抗策といつても、外務省がすべての

請求項目につき対米交渉で全力を尽したということではな

日本政府の財政支出も止むべしとの結論にはつながらず難

面があり、また、被害者には金を払うべきだが、日本政府が負

担するのはおかしいとの議論も予想される旨発言があった。

これに対し、中島課長より、対米交渉の際、日本政府が何

取り上げ、プッシュしたかを明らかにすれば、米側には解決

が得られなかった場合は、当然日本政府には返戻されて来る

ので、大蔵省も強く反対している旨説明した。